

2022 年度第 3 回  
愛知県人権施策推進審議会会議録

2023 年 3 月 30 日（木）

於 愛知県自治センター 6 階第 602・603 会議室

愛知県県民文化局人権推進課

## 2022 年度第 3 回愛知県人権施策推進審議会 会議録

1 日 時 2023 年 3 月 30 日（木）午前 9 時 55 分から午前 11 時 25 分まで

2 場 所 愛知県自治センター 6 階 第 602・603 会議室

3 出席者 委員 11 名  
荒川志津代委員、後藤澄江委員、小林直三委員、近藤敦委員、  
佐藤佳弘委員、炭谷茂委員、竹内裕美委員、手嶋雅史委員、  
徳田万里子委員、藤原直子委員、山本光子委員

説明のため出席した者（県民文化局職員） 8 名

4 傍聴者 4 名

### 5 審議の概要

#### (1) 開会

（事務局）

ただいまから 2022 年度第 3 回愛知県人権施策推進審議会を開催させていただきます。

議長へ引き継ぐまでの進行を務めさせていただきます。

それでは、開催にあたりまして近藤会長から御挨拶をお願いします。

#### (2) あいさつ

（会長）

おはようございます。近藤でございます。

本日は、御多忙の中、「2022 年度第 3 回愛知県人権施策推進審議会」に御出席いただきまして、ありがとうございます。

さて、2022 年 4 月から新たに「愛知県人権尊重の社会づくり条例」が施行され、県では、条例の趣旨を踏まえて、人権尊重の社会づくりに関する施策をより一層推進していただいていることと思います。

本日は、「2022 年度・2023 年度の人権施策について」、また、「基本計画について」、事務局から御報告をいただき、委員の皆様のお意見、御質問等を伺ってまいりたいと考えております。

委員の皆様には、積極的な御発言をいただきますようお願い申し上げまして、私からの挨拶とさせていただきます。

(事務局)

ありがとうございました。続きまして、愛知県から挨拶を申し上げます。

(事務局)

おはようございます。本日は、大変お忙しい中、「愛知県人権施策推進審議会」に御出席いただき、誠にありがとうございます。

また、日頃から、私どもの人権行政施策につきまして、御支援と御理解を賜っておりますことに改めてお礼を申し上げます。

さて、会長からも御紹介いただきましたけれども、本県は昨年4月に「愛知県人権尊重の社会づくり条例」を施行し、それに伴い、人権に関する総合相談窓口である「あいち人権センター」を設置いたしました。そして、この条例がより実効性のあるものとなるよう、条例の普及・啓発イベント等を行ってまいりました。

そういう中で、人権施策を取り巻く環境も変わってきております。本日は、そうした中で、今年度行った各種施策の実施状況、それから、新年度に向けて実施予定の人権施策について、御説明をさせていただきます。

また、来年度は、従来からありました「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画」に代わる、新条例に基づいた基本計画を定めてまいりたいと考えておりますので、その点についても御報告させていただきます。

この審議会は、愛知県の人権施策を進めていく上でよすがになる大切な会と考えております。本日は、どうか御専門の立場から忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げます。冒頭の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

(事務局)

<定足数確認>

<傍聴者報告>

<資料確認等>

(事務局)

それでは、本日は、次第にありますように議事は2件でございます。今年度の実績や現時点で事務局として考えている来年度の予定等について御報告をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、審議会規則第4条により、審議会の議長は会長が行うこととなっておりますので、以後の進行につきましては、近藤会長にお願いをしたいと存じます。

(会長)

それでは、私が議長を務めさせていただきます。

まず、審議会運営要領の第5条第2項に基づく会議録の署名につきましては、

後藤委員と手嶋委員にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

### (3) 議事

#### 2022 年度・2023 年度の人権施策について

(会長)

それでは、早速、議事に入ります。まず、(1) の「2022 年度・2023 年度の人権施策について」事務局から説明をお願いします。

(事務局)

<資料 1、2 に基づき説明>

(会長)

ただいまの説明に関しまして、御意見、御質問がございましたら、挙手をお願いいたします。

(委員)

詳しい説明をありがとうございます。今年度の実施事業のところで、相談窓口やインターネットモニタリングについてですが、これをやってこの件数があるってというのは分かるのですが、これについての評価、認識と申しますか、これが多いのか、少ないのかなどあると思いますが、実施機関である人権推進課としては、どのようにお考えなのか伺いできればと思います。例えば、相談窓口は平均月 20 件ぐらいだと思いますが、これをどのように認識、評価されているのか、あるいはこのインターネットモニタリング事業について、どのように、お考えなのか。特にインターネットモニタリングについて、数字だけ見ていると、外国人の報告件数は多いけれども、削除要請件数は 2 件、最終的に削除されたのは 0 件となっていますが、その辺りの認識、評価について教えていただけたらと思います。

(事務局)

相談窓口につきましては、月 20 件程となっております。先程少しお話をしましたが、インターネット上の誹謗中傷や障害者に関する案件で、だいたい 10 数件から 20 件程ありました。そうした相談に対しては、一般相談員がしっかりと傾聴しまして、適切な相談先を紹介したり、寄り添ってお聞きし気持ちを収めるといった対応ができたのではないかと考えております。そのほか、どこにも相談できないような生活上の案件が多かったように考えております。そうした案件についても、しっかりと傾聴することができたと考えております。

インターネット上のモニタリングの結果でございますが、委員が言われるように、

外国人に関する案件がだいたい3分の2程でございまして、それに対する削除要請件数は2件という結果でございました。こちらは、国のヘイトスピーチ解消法や、それに伴う参考情報を踏まえて、少し悪質で違法性が高いと考えるものについて、私どもから法務局に情報提供いたしました。また、こうした判断をしっかりとできるよう、引き続き、検討していきたいと思っております。

(委員)

具体的にどういうやり方がいいのかというのは、この場で私の考えはあまりないのですが、実施して、それをどう評価していくのか、システムというか、例えば、相談窓口でも、人権に関する相談なので簡単に満足しているかどうか聞きにくいかもしれないし、あるいは20件というのが、あまりまだ知られてないから少ないのか、そもそもそういうお困りの方が少ないのかというところもあるかと思えます。やりっ放しで終わるのではなく、良くしていかなければならないので、評価していく仕組みについて御検討いただけたらと思います。インターネットモニタリングも、外国人の報告件数が非常に多いけれども、最終的に削除要請が少なくなっている原因について、そもそも国のヘイトスピーチの要件が非常に厳しいからということがあるかもしれないし、いろいろな理由があると思いますが、そうした中で、次は、2件でいいのか、何か考えないといけないのかというステップが必要になると思いますので、その辺りを今後御検討いただけたら、あるいは検討していけたらと思います。

(事務局)

まだ年度途中なので、細かい分析まではしていませんが、インターネットモニタリングについては今分析を始めているところです。外国人が多いのですが、昨年度は8月から試行的にモニタリングを実施しておりまして、それと比較してみますと、コロナと部落差別は今年度はだいたい半減しているのに対して、外国人は変わらないという状況です。コロナについては、恐らくですが、比較的落ち着いてきたり、慣れてきたというのがあって、差別的な書き込みが減ってきたのではないかと分析しております。部落差別については、昨年度いろいろなところから削除要請をしたり、ニュースになったりする中で、かなり関心が高まってきていることもあって、書き込み自体が恐らく減っているのではないかと思います。外国人については変わらず維持されてしまっているということです。

それから、削除要請件数ですが、外国人に関して、今年度は現時点で2件、昨年度は5件要請をしております。外国人については、何を削除要請するかという基準自体があまりない中で、先程申し上げた法務省の参考情報というものに、こういうものがヘイトスピーチに該当するという記載がありますので、それに該当するものについて、削除要請をしたところ、昨年度は5件全てが削除されております。今年度の2件もそれに該当するものを削除要請していますが、まだその結果として削除

されたかどうか分かっていないため、削除された件数は0件となっております。

それから、どういう時に書き込みが増えるか分析をしていますが、特に外国人の場合は、例えば、外国人が集中している地域の記事が少し出ると、それに連なってどんどん書き込みが累積していて、元のネタ自体はそれほど件数は多くないのですが、どんどん展開していきやすいということがあり、件数として非常に多くなっているのではないかと、現時点では分析をしています。今年度が終わりましたら、その辺りを取りまとめて、毎週ごとの推移や傾向のようなものを公表できたらと思っております。

(事務局)

人権センターの相談件数の関係で少し御説明をさせていただきたいと思います。今御指摘いただいたように、この20件程度の件数をどのように評価できるかということですが、今年度は立ち上げの年ということで、我々もまずは回していくということに注力していたわけですが、確かにこういう仕組みを作りましたら、その後PDCAサイクルでチェックをして改善していくということが必要になってくると思います。そういう中で、困りごとが少なく相談が少ないのか、それともまだ知らない方が多いから相談が少ないのかというところは、評価が若干難しいところがございますが、今年度立ち上げからの経緯を見ておきますと、センターができたことについてマスコミの方で報道をいただいてから増えてきたことは明らかですので、少なくともまだ1年目ということもありますし、まずは広く多くの方に知っていただくという活動は引き続きしばらく続けていかなければいけないと思っております。20件が多いか少ないかという評価はこれからになるかと思いますが、少なくともたくさんの方に知っていただいて、センターを活用していただくというのが、まずは当面の取り組み方と認識をしています。

(委員)

資料1のインターネットモニタリングの件数の表記で、コロナと障害者は、削除要請件数が0ではなく斜めに線が引かれていますが、削除要請をしないからこのような表記なのか、それとも0件ということでしょうか。

(事務局)

もしコロナでも何かあれば削除要請をするので、0件ということです。

(委員)

性的少数者も今後入れるということですが、それも削除要請の対象になるということですか。

(事務局)

そうです。

(委員)

2023年度の施策の5番、インターネットモニタリング事業についてです。実施方法としてキーワード検索になっています。キーワードでしたらもちろんヒットはしますが、キーワード検索だけではネット上の差別表現の実態把握には不十分です。御存知のように、画像や動画でも多くの投稿がされていますので、その画像や動画での差別表現も把握する必要があると思っています。子どもを含めて多くの人が動画から多くの情報を得ていますので、これも把握することを是非御検討いただければと思います。

(事務局)

検討させていただきます。

(委員)

まず、2023年度に基本計画を作られるということは、大変有難いことで、是非条例の趣旨に沿った計画を作っていただきたいと思います。

それから、先程から議論になっている人権に関する相談件数ですが、私は、実際はもっとたくさん問題があるけれども、相談に至っていないと考えています。というのは、人権に関する相談は急増しているはずなのです。実際、他の相談機関、例えば、名古屋市や愛知県もそうだと思いますけれど、社会福祉協議会に寄せられる相談は非常に増えているわけです。それでこれだけ少ないというのは、原因は、相談がないからではなくて、まだ知られていないからと思わざるを得ないです。県民意識調査の結果でも、条例を知っている方は1割以下となっています。条例さえ知られていないのだから、このような相談窓口を県で新しく作ったということは行き渡っていないのではないかと思います。より一層のPRが必要だと思いますので是非お願いしたいと思います。

それから、インターネットモニタリングについて質問ですが、モニタリングするのは、何らかで愛知県に紐付けられているものに限定していると思いますが、実際どのように実施されているのか、簡単に教えていただければと思います。

(事務局)

まず、モニタリングの方法ですが、おっしゃるように愛知県に限定しております。キーワードとして、愛知県や愛知県にある市町村名と対象分野のキーワードで抽出をさせていただいております。

それから、相談窓口のPRが足りないことについては、特に、今年度、関係する相談機関等との連携を少しずつ始めていますが、社会福祉協議会の方とは、まだ連携していなかったと思いますので、来年度、連携していきたいと思っております。

(委員)

先程の画像や動画のモニタリングについて、何か方法やどこかでやっているのを御存知でしたら教えていただければと思います。

(委員)

各地でインターネットモニタリングは行われているのですが、画像、動画に対して有効な方法というのは、システム的には今は作られていないと思います。ですから、ターゲット、つまりそういう動画を投稿したことがある団体を定めて、そこが投稿しているものをモニタリングするというのが一番有効ではないかと思っています。昨年11月にGoogleがそういう団体が投稿している差別動画を100本以上大量に削除したことがあるのですが、それはGoogleの判断で削除しています。ですが、愛知県としてGoogle任せでいいのかという思いがありますので、是非実態調査をしていただければと思います。

(事務局)

部落差別に関しては、委託ではなくて、職員が目視で動画もチェックしております。その時のやり方も、そういう差別的な動画をアップするサイトを中心に見ているので、他の分野についても、そういうものが見つければ、そういうやり方もあると考えております。

(委員)

先程、関係する相談機関との連携という話があり、それがとても重要なことだと思いますが、例えば、子どもの人権や高齢者の人権、障害者の人権などは別のところで既に取り組みられています。ですので、この機関で一番専門性を持っているようなことを例示して、他と連携を繋いでいくということと、一方で、既に専門性を持っているスタッフが配置されているような分野については、きちんとそこと連携してこちらからそちらに繋いでいくといった、両サイドで連携されるといいと思います。多様な人権の分野がある中で、今言ったようなことを少し考えていただけるとよりいいと思いますので、その点よろしくお願いします。

(事務局)

ありがとうございます。

(委員)

7番の「性の多様性に係る庁内連絡会議」のところで、2022年度に職員のハンドブックの作成や申請書等における性別記載欄の見直しをされ、一歩二歩進められたのではないかと思います。来年度は、この職員ハンドブックの内容をより実質的に

職員の方々へ理解を浸透させていくということが重要だと思います。

それで、まず一つ質問ですが、先程の御説明の中で、インターネットモニタリングの対象分野に性的少数者を入れるということでしたが、今回のLGBT法案が通れば入れるのか、法案は関係なく入れるのか、どちらかお聞きしたいです。

(事務局)

法案が通ればというのは、条例の方の説明です。条例に性的少数者の条文があるので、法の内容によってそれを変える必要があるかないかを検討しなければいけないということです。モニタリングに性的少数者を入れるのは、法案が通る通らないに関係なく、4月1日から入れます。

(委員)

分かりました。来年度の施策の内容について、若年層の相談対応の向上やセミナーの開催、NPO等と連携したワークショップといった、県民の方々の人権や性の多様性に関わる理解を深める取組をアクティブに実施されるということが見えていていいと思いました。そこでもう一步、7番の庁内連絡会議については、3回開催して、職員研修をされるということですが、性別欄記載のチェックもそうなのですけれど、今、同性カップルのパートナーシップ制度やファミリーシップ制度は、愛知県内の自治体では約7割で導入されていると思います。全国を見ても13県ぐらいは県全体で導入されています。そういう状況において、愛知県全体での導入を検討してはどうかと思います。何故かという、各自治体で検討されている時に、制度の利用条件として、例えば、長久手市に居住する予定がある者とか、3ヶ月以内に転入予定の者云々といった議論がある中で、では長久手市から引っ越したらその証明書は使えないのかとか、おそらく長久手市や日進市といった、これから導入されるところや最近導入されたところでいろいろな議論があって、住民がそこから異動したらこの制度は使えないならどうしようといった課題があります。全国的な状況では、自治体間で連携していて、例えば、熊本県と福岡県で連携することによって、どちらかで申請して証明書があれば、住居を移しても、どちらの自治体においてもその制度を利用できるという状況です。そう考えた時に、愛知県全体でも同性パートナーシップやファミリーシップ制度について検討を始めてもいいのではないかと思います。いかがでしょうか。県民に対する人権意識向上への取組はすごくアクティブにされる予定なので、何か役に立てればと思う一方で、ある意味、事務的な書類のことや、ルール上の良し悪し、県全体で同性パートナーシップを導入したら、こんなところが少し引っかかってくるのか、面倒だとかといったところを検討し始めるというようなことがあればお聞きしたいと思います。

(事務局)

パートナーシップ制度は、愛知県でも、名古屋市が導入しましたので、人口カバ

一率は7割ぐらいになっていると思います。全国的にも東京都が始めたのでかなりのカバー率になっていると思います。そういった中で、今年度も検討はしております。先進地にヒアリングに行ったり、研究は進めております。県全体として導入していれば、パートナーシップ制度を導入している市から導入していない市に移った場合も、その逆のパターンでも便利だということもありますが、逆に、今現在導入している市があるので、愛知県が新たに制度を作った場合には調整が難しいといったこともあると思っています。今、都道府県レベルだと13都府県で導入されていますが、それぞれで制度が異なっていて、例えば、大阪府の場合は、導入している市は府の制度の対象にはせず、導入していない市だけを対象にしていたり、他では、導入している市があっても全体を対象にしていたりと、いろいろなパターンがあります。それをどう進めていくかといったことは検討中です。また、先程、御説明しましたが、来年度、基本計画を作りますので、その際に、県内各地で県民の方の意見を聞く場であったり、この審議会でも委員の皆様方から意見を聞く場があったりしますので、そういう中で、パートナーシップ制度は当然俎上に上がってくる話かと思っています。その中で、県全体としてどうするかというのを、より具体的に来年度考えていくことになると思っています。

## 基本計画について

(会長)

では、次に、(2)「基本計画について」に移ります。事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

<資料3、4に基づき説明>

(会長)

ただいまの説明に関しまして、御意見、御質問がございましたら、挙手をお願いいたします。

(委員)

まず、方針として、やはり、単なる教育・啓発だけでは人権は改善できないので、実態的な施策も含めないと意味がないと思います。只今、御説明のあった方向でいいのではないかと思います。

その関係で言えば、推進系というか、そちらの方に当然なっていくのではないかと思います。もちろん基本的な内容というのは、最初の頭の方に書かれると思いますが、もちろん、推進計画であり、やはり実効性がある、実態に効果があるものにしなければいけないと思っています。

それから、今回の意識調査は大変よかったと思います。これを是非、計画に反映させていただきたい。現在の人権問題は大きく動いている、それははっきりと愛知県の意識調査の中でも読み込めます。例えば、古くからある問題はまだ残っているけれど、それが変化する。御説明いただいた部落問題ですが、結婚差別の問題とか、調査会社による身元調査の問題、私はこれは改善されていないと思います。只今の説明では少し改善されているとのことでしたが、確かに数字の上ではそうですけれども、多くの方々がまだまだ差別意識を持っていらっしゃる。国との比較は、身元調査はないので比較できないかもしれませんが、他の県と比較して、愛知県が良い位置にあるかどうかです。直観的には必ずしも良い位置にはないのではないかと思います。私自身、現在、寄せ場で活動をしています。状況が大きく変化していません。寄せ場は就労者の場ではなくて、高齢者の場になっています。そこで新たな差別の問題が生じていて、古くから問題はあるのだけれど、中身が変化して、むしろ難しくなっている。昔よりも今の方が難しくなったという印象を持っています。

それから、第2点として、今回の調査でも分かるのですけれども、いろいろな問題が融合しています。例えば、障害者のところを見てみると、障害者差別の問題と貧困の問題、就労の問題、こういうたくさん問題を抱えられている。だから、大変難しくなっているのではないかと思います。文章で書いた方がよく伝わると思いますが、そのように感じています。

(事務局)

自由記述欄のテキストマイニングにおいても、「時代」、「変わる」、「今」、「生活」というのが、一つの群をなしているようで、私も何か変わってきているのではないかと考えておりますが、そういうことも取り入れながらプランを作れたらと思います。また、いろいろな課題が融合していて、複合的というか交差性というか、そういったことも踏まえながら作っていかないといけないと思っています。上手い言葉が浮かばないので、アンケートに書いていただければ大変ありがたいです。

(委員)

是非よろしく申し上げます。ですから、縦割りではなく、横断的というか、融合的な組織を挙げての取組というものが求められていると思いますので、よろしく申し上げます。

(委員)

県民意識調査の回答者の属性について、1ページの回答者の属性を見ますと、性別に関しては半々程度で、地域もさほど大きく回答の分析に影響することはないかと思いますが、年齢のところ、若年層が極めて低いのが気になりました。この原因といいますか、無作為に抽出しているということですから、そもそもどれぐらいの母数に対してどれぐらいの回答があったかということ年齢ごとに分析してい

ただきたいということと、それを分析した上で、回答の特徴、こういった回答傾向がどの年齢層に出ているのかということも、今後の対策をする上で、分析する価値があると思いますので、御検討いただければと思います。

(事務局)

本日の資料にはありませんので、また御案内させていただきますが、別に本冊がありまして、そちらでは年齢とのクロス集計もさせていただいております。出来上がったばかりで我々も分析し切れていないため、今は年齢ごとの特徴を申し上げられませんが、若年層が少ないことについては、無作為抽出ですので、年齢別に何件配って回収率がどれくらいかは恐らく出ませんが、前回の5年前と比較してみると、5年前も70歳以上の年齢の割合が24.1%と高くなっていて、同じような割合になっています。

(委員)

県民の人口比率と比べたら、無作為抽出なら比例するかもしれません。

(委員)

これから基本計画を策定するにあたって、今回の意識調査も是非参考にしていただきたいと思っています。その中で、特に、この意識調査のパンフレットの14ページにあります「部落差別・同和問題」の調査結果、これを特に問題視していただきたいと思います。問29の「同和問題と言われる問題があることを知っていますか」で、3割の人が「知らない」と答えています。学校教育で日本固有の差別問題だとして説明を受けているはずなのに、卒業したら成人の方の3割は知らないと言っています。この3割の方がネットから情報を得てしまうのです。ネットには便利な情報や有益な情報もありますけれども、間違った情報や嘘もたくさんありますから、それによって印象操作をされてしまいます。特にネット上にある差別情報について問題視していただきながら、基本計画もお考えいただきたいと思います。

(事務局)

この辺りのことも踏まえて書かせていただきます。

(委員)

今の点、確認ですが、愛知県では同和教育はどの程度されているのでしょうか。

(委員)

データは持っていないのですが、日頃、学生と接していて、例えば、「橋のない川」という小説を知っているかと聞けば、まず100%知らないです。私が同和問題について講義する場はないのですが、日常会話の中でさりげなく聞いてみたところでは、

ほとんど知らないです。感触では、あまり教育はされていないのではないかという印象を持っています。

(事務局)

何かの時に教育委員会に同じような質問をされたことがあり、その時は、公立ではほとんど、学校のカリキュラム上にそういう時間を設けているという回答でした。一方、県民文化局では私立学校の所管をしております、そちらの回答では、若干設けている率が下がっております。私立学校教育は建学の精神に基づいて行われているという中で、どこまでやっていただけるのかというのは、私どもはお願いする立場にはなりますが、一方で、人権施策を推進する立場でもありますので、引き続き、お願いは続けていかなければいけないと思っております。ただ、現実には、カリキュラムの問題に留まらず、こういう結果になっているということでございますので、対策については、いろいろ考えさえていただければと思います。

(委員)

ハンセン病については、パンフレットが行き渡っていて、本学の図書館にもパンフレットがありますので、授業の中で学生が知らないという状況を確認したら、図書館にパンフレットがあると言うことができ、助かっております。パンフレットだけでは、学生は見ることも少なくても内容もあまり理解できないかもしれませんが、ハンセン病についてはたまたま話す機会があったので、90分かけて話をしましたが、その時にパンフレットがあるのが大変助かったという印象があります。何かそういった啓発のものと有難いと思います。

(事務局)

アンケート結果を年齢別で見ると、部落差別を知っている割合は、やはり年齢が若くなると低く、30歳未満は5割もないぐらいで、年齢が上がるにつれて高くなる傾向があります。また、部落差別を知ったきっかけは、学校の授業で教わったというのが、5年前は17.3%でしたが、今回は23.3%と増えていて、この辺の関係はどうなっているのか分かりませんが、教育委員会とも一緒に考えながら進めていきたいと思っております。

(委員)

被差別部落の関係で、この意識調査のパンフレットの間32、33を見ると、確かに「子どもの意思を尊重する」、「自分の意思を貫いて結婚する」というのが増えていて、ここはいいと思いきや、問33で「家族や親戚の反対があれば、結婚しない」というのが増えていたり、問34で「自分ではどうしようもない問題だが、だれかしかるべき人が解決してくれると思う」という、他人任せ的なものの割合が今回の方が増えていたりします。どういう年代の方が答えているかこれだけでは分かりません

が、よく分からないから諦めているような、成り行き任せ的なところが少し見受けられると思いました。やはり、よく知っていただくというところから、改めて行う必要があると改めて感じました。

(会長)

それでは、お時間もまいりましたので、これで終わらせていただきます。委員の皆様には、大変お忙しい中、御出席いただき、誠にありがとうございました。進行を事務局にお返しします。

(事務局)

ありがとうございました。最後に愛知県から閉会の御挨拶を申し上げます。

(事務局)

本日は、大変貴重な御意見を委員の皆様からいただきまして、誠にありがとうございました。条例を施行して1年、なんとか施策が展開できました。委員の皆様からも御意見がございましたとおり、ただ施策を実施するだけではなく、中身を分析して、今後の施策に繋げていくことが重要だと考えております。単年度では分析が難しい面もございますので、来年度以降、しっかりと施策を積み重ねて、経年的な変化を踏まえた上で、どういったことが県として必要なのか分析してまいりたいと思っております。

また、条例を作ったことを県民の皆様にも周知できていないことも問題だと考えております。人権相談窓口も含めて、県の取組を積極的に県民の皆様にも周知するとともに、今回のアンケートでも「わからない」という意見が結構ありましたので、私どもの最終的な目的として、わかった上で差別は問題だと判断していただくことに尽力していきたいと考えております。引き続き、皆様から貴重な御意見をいただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

今年度の審議会は今回をもって最後となります。委員の皆様には1年間どうもありがとうございました。来年度も引き続き、御支援、御協力をいただければと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局)

それでは、これをもちまして第3回愛知県人権施策推進審議会を終了させていただきます。